

「不正改造車を排除する運動」実施細目

令和5年4月
国土交通省自動車局

不正改造車を排除する運動の主催機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にしつつ、以下、各組織の特性を生かした取組を実施する。その際、新型コロナウイルス感染症の感染防止に留意しつつ、本運動の実施体制を確立するものとする。

各団体の略称は、最終ページ（参考）の通りとする。

1. 周知・啓発

(1) 総合的な広報・啓発活動の実施

国土交通省（本省及び運輸局¹、運輸支局²を含む。以下同じ。）及び機構³、軽検協⁴、協議会⁵構成団体⁶は、

本省で作成するポスターを、窓口など目に付きやすい場所へ掲示するとともに、チラシ等を窓口等へ備え置き、又は配布する。強化月間においては、

- ・マスメディア、ウェブサイト、SNS（10～30代の若者世代に関心を持ってもらえるようにする。）
- ・啓発ワッペン及びのぼり
- ・公共施設、競技場等の掲示板、デジタルサイネージ

等を活用した啓発を積極的に実施する。

国土交通省及び機構は、

改造車両の展示イベント等において、来訪者である自動車使用者に対し、公道走行することができない改造が存在することを正しく認識してもらうよう、イベント主催者等に対する啓発活動を実施する。

国土交通省は、

各地方公共団体、公共交通機関、高速道路株式会社等へポスターの掲示（デジタルサイネージを含む。）及びチラシの配置への協力を要請する。

ホームページを用いて、本運動の実施計画、不正改造の事例及び犯罪であることのPRを行う。

¹ 沖縄総合事務局を含む

² 神戸運輸監理部兵庫陸運部、沖縄総合事務局陸運事務所、自動車検査登録事務所及び沖縄総合事務局陸運事務所の支所を含む

³ 独立行政法人自動車技術総合機構

⁴ 軽自動車検査協会

⁵ 不正改造防止推進協議会

⁶ 各団体の地方組織を含む

協議会に属さない砕石、砂利、生コンクリート関係の事業者及び各種食品や木材等の輸送等に係る事業者に対し、不正改造車の使用排除の協力要請を行う。

車体架装事業者等に対し、不正改造に加担することのないよう協力を要請し、指導の強化を図る。

協議会構成団体に対し、協議会の開催等により本運動の目的並びに実施要領及び実施事項の周知・徹底を図る。

関係事業者に対し、本運動の趣旨に基づき適切な指導を行う。

本省は、

協議会構成団体の協力を得ながら、オンラインストアやインターネットオークションサイト等の運営会社に対して、基準不適合若しくは不正改造を助長する自動車部品・用品が流通することのないよう、啓発活動を実施する。

運輸局及び運輸支局は、

地域で行われている暴走族を追放するための各種取組との連携を図り、各地方公共団体で発行する広報紙や自治会回覧紙に掲載を依頼するなど、地域に根ざした広報啓発活動に努める。

過積載防止対策連絡会議等を通じ、関係機関の協力を得て不正改造車の排除の徹底を図る他、地方公共団体等に対し公共工事等を発注する際に工事請負業者へ不正改造車を使用しないことを徹底するよう協力要請する。

運輸支局は、

街頭検査等の機会を利用し、チラシを活用して不正改造の事例及び犯罪であることのPRを行う。なお、街頭検査を実施する際は、積極的にプレスリリースを行う。

協議会構成団体は、

国土交通省と連携し、SNSやデジタル広告に活用できる広報ツールの製作に努める。

本運動推進のための会議等を開催し、傘下会員・事業者に対して本運動の目的、実施事項について指導する。特に強化月間においては、傘下会員・事業者に対し、本運動への積極的な参加を呼びかける。

認証・指定整備事業者団体（日整連を含む。以下同じ。）、車体・電装・タイヤ整備事業者団体（日車協連、電整連、全夕協連、JATMAを含む。以下同じ。）、車体架装事業者団体（車工会を含む。以下同じ。）、自動車販売事業者団体（自販連、輸入組合、中販連、全軽自協を含む。以下同じ。）は、

保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような整備の依頼があった場合等には、使用者に対し、「不正改造となるため、やってはならない・やると犯罪となること」を理解してもらうよう努める。

自動車部品・用品販売事業者団体（部工会、APARA、日本ウインドウ・フィルム工業会、NAPAC、DP連、JMCAを含む。以下同じ。）は、

自動車部品・用品等の販売時等において、購入者に対して、「不正改造はやってはならない・やると犯罪となること」を理解してもらい、不正改造の認識浸透を図る。

どのような部品・用品等の取付け・取外し等が不正改造となるかを購入者に理解してもらえよう、販売時等の説明に努める。

自動車部品・用品の適切な取付け方法等について相談窓口を設ける等使用者の適切な部品・用品等の取付けに対する認識を高めるよう努める。

貨物自動車運送事業者・陸送事業者団体（全ト協、陸送協会、全自協を含む。以下同じ。）は、荷主団体等に対し、不正改造車等（特に速度抑制装置（スピードリミッター）及び過積載を誘発する改造（さし枠の取付けなど）に係るもの。）を使用する運送事業者を利用することのないよう要請する。

自動車販売事業者団体は、

車両の販売時に、購入者に対して不正改造の防止について周知する。

バス協は、

バス車両の前面への横断幕の掲示による周知活動について、事業者に協力を要請する。

(2)関係者への周知の実施

協議会構成団体は、

事業所（学校や営業所を含む。以下同じ。）ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業所内の車両について、定期的な自主点検の実施に努める。

（参考：様式6）なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

認証・指定整備事業者団体、車体・電装・タイヤ整備事業者団体及び自動車販売事業者団体は、

従業員に対し、保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような整備の依頼を受けないよう徹底を図る。

担当責任者等を定めて、改造の受注、点検・整備の実施及び納車時の確認等の適正化を図る。

認証・指定整備事業者団体、車体・電装・タイヤ整備事業者団体は、

会員事業者に対し、不正改造となるような整備の依頼があった場合には、自動車使用者に対し「不正改造行為となるため、やってはならない・やると犯罪となること」を伝え、施工しないことを徹底するよう要請する。その際、適宜日整連が作成する「不正改造車排除宣言工場看板」、「不正改造車排除マニュアル」等を活用する。

認証・指定整備事業者団体は、

整備事業者に対し、不正な二次架装をした車両が入庫した場合には、復元、記載変更の手続き又は構造変更の手続きが必要であること、及び手続きについて車両を購入した販売店又は車両を架装したメーカーに相談すべきことを、自動車使用者に対して周知するよう要請する。

自動車販売事業者団体及び車体架装事業者団体は、

担当責任者等を定めて、適正な車両の販売及び登録後の二次架装防止等の徹底を図る。

自動車販売事業者団体は、

各事業者に対し、販売部門と整備部門との連携を密にする等、社内体制を強化し、適正な車両を販売するよう徹底する。

販売車両等の陸送にあたっては、日本陸送協会と連携し、適正な車両運搬車を使用するよう徹底する。

自動車部品・用品販売事業者団体は、

従業員に対し、購入者に部品・用品の適正な使用の説明を行うことの徹底を図る。

事業所において、基準不適合となる自動車部品・用品を取り扱うことのないよう社内管理を徹底し、積極的に適正な部品販売の推進を図る。

車体架装事業者団体は、

担当責任者等を定めて、架装の受注、架装の実施及び納車時の確認等の適正化に努めることで、不正改造防止の徹底を図る。

不正な二次架装が行われた車両について、関係者と協力しつつ責任を持って改修作業を行う。

貨物自動車運送事業者・陸送事業者団体及び旅客自動車運送事業者団体（バス協、全タク連を含む。以下同じ。）は、

不正改造及び不正二次架装の防止に努め、適正な車両による運行を徹底する。また、不正改造及び不正二次架装が行われた車両がある場合には、改修を行い運行することを徹底する。

石油販売事業者団体（全石連）、貨物自動車運送事業者・陸送事業者団体、旅客自動車運送事業者団体、全国自動車大学校、整備専門学校協会及び全国自動車短期大学協会は、

従業員に対し、「不正改造はやってはならない・やると犯罪となること」など不正改造に対する認識浸透を図るための指導を行う。

(3) アンケート調査の実施

運輸局又は運輸支局は、

協議会構成団体の協力を得ながら、イベントや出前講座等のあらゆる機会を捉え、自動車使用者・点検整備関係者（整備管理者、整備事業者、養成施設関係者等）を対象に、不正改造に対する認識についてアンケート調査を実施する（アンケート調査実施要領は別紙1）。

(4) 出前講座等の実施

運輸局及び運輸支局は、

協議会構成団体の協力を得ながら、各種研修の機会を利用し、本運動の目的や取組内容等の浸透を図り、適正な事業経営や車両管理に努めるよう要請する。

自家用自動車の整備管理者に対し、全自協及び全レ協が行う講習等への参加を促すよう努める。

協議会構成団体の協力を得ながら、自動車整備士養成施設等に赴き、出前講座の実施等により不正改造の具体的な事例や不正改造による検挙事例等を交えながら不正改造に対する認識の浸透を図るよう努める。

自動車教習所や運転免許センターに対し、指導教員として所属する職員へ「不正改造はやってはならない・やると犯罪となること」を特に強力に指導してほしい旨を伝えるなど、積極的な働きかけを行う。

全国自動車大学校・整備専門学校協会、全国自動車短期大学協会は、

学生に対し、各運輸支局等が行う出前講座へ積極的に参加するよう呼びかけを行う。

運輸局又は運輸支局に対して出前講座実施の要請を積極的に行い、年間を通じた実施時期の調整を行う。

自家用協会は、

一定数以上の自家用自動車を所有していることにより選任されている整備管理者に対して、整備管理者講習の受講等により不正改造防止を含めた整備管理業務が適切に遂行されるよう、各運輸支局と連携して周知に努める。

2. 情報収集

(1) 不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口の設置・情報収集の充実

運輸局及び運輸支局は、

不正改造車及び迷惑黒煙車（以下「不正改造車等」という。）に関する情報を受け取る「不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口（以下「情報提供窓口」という。）」を設置する。情報の受付手段としては電話、及びメール又は入力フォームを用意し、関係ウェブサイトリンクを貼る等により、容易に情報提供できる環境を整える。強化月間においては、広報啓発活動等により積極的に情報を寄せてもらうよう地域社会へ広く呼びかける。

街頭検査時などあらゆる機会をとらえ、マスメディアやウェブサイト、SNSや協議会構成団体からの不正改造車等に関する詳細な情報収集に努める。

機構及び軽検協は、

団体ホームページにおいて国の情報提供窓口を案内し、情報収集に協力する。

新規検査後に二次架装を行う可能性がある車両には、検査時に注意を促すとともに、運輸支局に当該車両の情報を提供する。不正改造車等に関する情報についても、同様に提供する。

協議会構成団体は、

不正改造車等に関する情報（ウェブサイト上の不正改造を助長する用品・部品の流通、不正改造施工業者の情報を含む。）の受付体制を充実させるとともに、受付窓口を会報、ホームページ等に掲載するなどにより、傘下会員・事業者等に情報の提供を呼びかける。

不正改造車や不正改造施工業者等に関する情報等を入手した場合には、運輸局又は運輸支局に積極的に情報を提供する。

(2)不正改造車等の情報の有効活用

運輸局及び運輸支局は、

2.(1)で得られた情報を有効に活用し、街頭検査、不正改造施工業者への立入検査及び改造車の展示イベント等啓発活動の実施を企画する。

必要に応じて警察へ当該情報を提供し、不正改造車等の排除のための連携・協力体制の強化を図るよう努める。

3. 取締り

(1)街頭検査・指導の実施

運輸局及び運輸支局は、警察や機構、軽検協や協議会構成団体の協力を得ながら、

不正改造車が集結する展示イベント、迷惑黒煙車情報の多い道路など、効果的な場所・時間を選んで街頭検査を実施し、検査・指導を行う。なお、実施にあたり、以下の事項に留意して実施する。

- ・基準不適合マフラーの排除を目的とした二輪車及び原動機付自転車を対象とする街頭検査を積極的に実施する。原動機付自転車の検査実施の結果、保安基準不適合箇所が確認された場合は、その使用者に警告書を交付し、改修結果の報告を求める（様式1）。
- ・マフラーを交換している自動車に対して近接排気騒音の測定を行う（測定の際、安全性の確保が困難な自動車を除く。）とともに、加速走行騒音規制対象車両については、基準適合マフラーであることを可能な限り確認し、マフラー性能等確認済表示等により適合性の確認が出来ない場合には、注意喚起文を交付する等、適切な指導を行う（様式2。なお、平成28年騒音規制以降の自動車であって、マフラー性能等確認済表示がないなど、基準不適合マフラーであることが明らか

なものについては、整備命令を発令する。)。

- ・「車両下部画像確認システム」を所有する機構事務所と連携し、積極的に当該機器を活用して、触媒の取外しや基準不適合マフラー等の排除を行う。
- ・「大型マルチテスタ」を所有する機構事務所と連携し、当該機器を用いた大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し・解除又は不正な改造・変更等の排除を行う。
- ・特種用途自動車の検査にあつては、構造要件を確認し、当該自動車に必要な特種な設備の取外し等が見受けられる場合等、自動車検査証の記載若しくは記録事項に変更があることが確認された時には、警告書を交付する等適切な指導を行う。
(特種用途自動車を対象の警告書様式は様式3、それ以外の自動車を対象の警告書様式は様式4)

(2)構内検査・指導の実施

運輸支局は、

申請や変更登録等のために運輸支局へ来所した車両について構内での検査を行い、不正改造車については積極的に整備命令書を交付する。

(3)不正改造施工業者等に対する報告徴収及び立入検査

運輸局及び運輸支局は、

不正改造車等の提供情報を有効に活用し、不正改造施工業者に対する報告徴収及び立入検査権限の活用により、不正な二次架装の抑止・早期発見及び架装メーカー、販売会社、自動車使用者に対する指導等を行う。強化月間においては、認証・指定整備工場、運送事業者、自動車部品・用品販売業者を対象に、立入検査等を積極的に実施し、適切な指導等を行う。

(4)改造車の展示イベントに対する調査・指導

運輸局及び運輸支局は、

不正改造車等の提供情報を有効に活用して、機構と連携し、改造車の展示イベント等において不正改造車の調査・指導を行う。このとき、警察と協力してイベントの来場車両に対する街頭検査を実施し、不正改造車等排除の効果向上を図る。

(5)不正改造車等の情報提供があった使用者に対する指導

運輸支局は、

情報提供窓口に寄せられた情報を基に、その自動車の使用者に対してハガキを送付し、不正改造車の場合には、該当部分の改修を促すとともにその結果の報告を求め、また迷惑黒煙車の場合には、自主点検の指導を行う(迷惑黒煙車ハガキの様式は様式5)。

4. 地域の事情等を考慮した実施事項の企画

本省は、

関東に所在する協議会構成団体、内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省、機構

本部及び軽検協本部に対し、関東運輸局又は東京運輸支局の強化月間を周知するとともに、当該期間に合わせて「１．周知・啓発（１）総合的な広報・啓発の実施」に記載のある各種取組を実施する。

運輸局又は運輸支局（自動車検査登録事務所及び沖縄総合事務局陸運事務所の支所を除く。）は、

地域の実情や要請を考慮した強化月間及び不正改造排除項目並びに実施事項等を、協議会構成団体と協議する。

機構、軽検協及び協議会構成団体は、

運輸局又は運輸支局の強化月間及び実施事項に協力して取り組む。なお、本部においては、関東地域の強化月間に合わせて各種取組の実施に協力する。

不正改造防止推進協議会構成団体

- 1 一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会（日整連）
- 2 日本自動車車体整備協同組合連合会（日車協連）
- 3 全国自動車電装品整備商工組合連合会（電整連）
- 4 全国タイヤ商工協同組合連合会（全夕協連）
- 5 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会（自販連）
- 6 一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会（中販連）
- 7 日本自動車輸入組合（輸入組合）
- 8 一般社団法人 日本自動車工業会（自工会）
- 9 一般社団法人 日本自動車部品工業会（部工会）
- 10 一般社団法人 日本自動車車体工業会（車工会）
- 11 公益社団法人 日本バス協会（バス協）
- 12 公益社団法人 全日本トラック協会（全ト協）
- 13 一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会（全タク連）
- 14 一般社団法人 日本陸送協会（陸送協会）
- 15 全日本自動車部品卸商協同組合（全部協）
- 16 一般社団法人 日本自動車タイヤ協会（JATMA）
- 17 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会（全軽自協）
- 18 一般社団法人 全国自家用自動車協会（全自協）
- 19 一般社団法人 日本自動車連盟（JAF）
- 20 一般財団法人 自動車検査登録情報協会（自検協）
- 21 一般社団法人 日本自動車会議所（会議所）
- 22 一般社団法人 日本二輪車普及安全協会
- 23 一般社団法人 全国自動車標板協議会（全標協）
- 24 全国石油商業組合連合会（全石連）
- 25 一般社団法人 自動車用品小売業協会（APARA）
- 26 日本ウインドウ・フィルム工業会
- 27 日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会（NAPAC）
- 28 一般社団法人 全国二輪車用品連合会（JMCA）
- 29 全国ディーゼルポンプ振興会連合会（DP 連）
- 30 全国自動車大学校・整備専門学校協会
- 31 全国自動車短期大学協会
- 32 全国オートバイ協同組合連合会

令和5年度不正改造車を排除する運動 アンケート調査実施要領

不正改造車を排除する運動では、不正改造に対する意識等についてアンケート調査を実施し、その結果を分析して本運動の内容の見直し等に活用しております。

年々、不正改造車の排除に対する社会的気運が高まっており、更なる本運動の効果向上を図るために、今年度も、下記によりアンケート調査を実施しますので、ご協力方よろしくお願いたします。

記

1. アンケート調査の実施方法

調査期間

基本的には強化月間中としますが、年間を通じて取り組んでいただいで構いません。

調査対象

一般の自動車ユーザー及び点検整備関係者

調査方法

- * 別添1 - 2のアンケート調査票を必要部数印刷して調査対象者に配布しその後回収する、又は別添1 - 3のQRコードを調査対象者に読み取ってもらい、インターネット上で回答してもらうことにより調査を実施します。なお、過去の調査票は使用しないようご注意ください。また、集計作業時のけが防止のため、紙媒体の調査票を束ねる際ホチキスを使用しないようお願いします。
- * 可能な限り、調査時に啓発活動も併せて実施するよう努めて下さい。
- * これまでと同様、支局の窓口並びに出前講座や各種研修、講習会及び自動車学校等においてアンケート調査を実施願います。
- * 回収した紙媒体の調査票は、適宜、運輸局又は運輸支局等で取りまとめて頂き、2.に従って報告をお願いします。

集計等

アンケート調査結果の集計・分析については、各運輸局、運輸支局等のご報告を元に、国土交通省自動車局整備課にて行います。

2. アンケート調査結果の報告

アンケート調査結果の報告は、調査済みのアンケート用紙に以下の事項を記載した送付票(別紙1 - 4)を添付して、下記を記載の上、 の送付先に の期限までに送付をお願いします

す。なお、集計の関係上、調査票は実施日及び実施会場ごとにまとめた上で、送付票の「合計枚数」欄に「紙の回答票のみ」の枚数を記載し送付願います。

* 管轄運輸局名及び調査実施地名(県名)

* 調査実施日

* 調査対象の属性(一般又は関係者の別)

- ・ 一般: 下記関係者以外の一般ユーザー
- ・ 関係者: 整備事業者、整備士、整備管理者、養成施設関係者その他の点検整備に関する者(自動車整備専門学校等の場合には学校名を記載)

送付先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 (中央合同庁舎3号館8階)

国土交通省自動車局整備課 整備係あて

送付期限

強化月間の翌々月末まで(強化月間以外で実施したものは令和6年4月末まで)

管内の調査票をとりまとめていただき、強化月間の翌々月末及び令和6年4月末の2度に分けて送付ください。

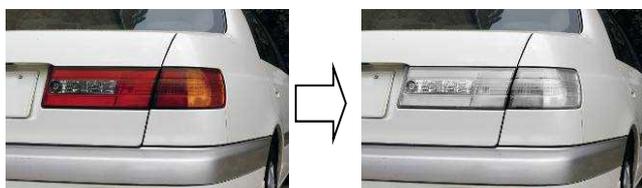
不正改造車排除に関するアンケートのお願い

1. 不正改造に対する認識をどこまでお持ちでしたか。【 印は1つ】

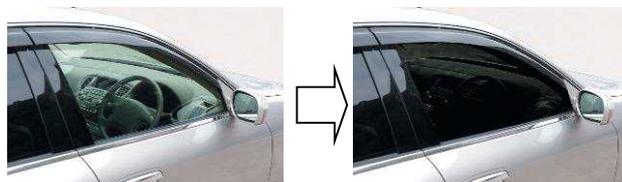
- 1. 罰則があることまで知っていた
- 2. 犯罪行為であることは知っていた
- 3. やってはいけないことは知っていた
- 4. 何も知らなかった

2. 次のような行為は不正改造であることを知っていましたか。知っていたものに をつけてください。【 印はいくつでも】

1. 灯火類の燈光()の色を変更
灯火が点灯している時の光



2. 前面・運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム貼付け
(貼付状態で可視光線透過率 70%未満の場合違法)



3. 消音器(マフラー)の切断・取外し及び
基準不適合マフラーの装着



4. タイヤ及びホイールの車体(フェンダー)
外への、基準を超えるはみ出し



5. 前面ガラス等への装飾板の装着



6. 基準外のウイングの取付け



3. 不正改造車で危険・迷惑を感じたことはありますか。【 印は1つ】

- 1. よくある
- 2. たまにある
- 3. ない

→ 4. そのような不正改造車に対して、どのような行動をとりましたか。【 印はいくつでも】

- 1. 不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口にご相談した
- 2. 警察にご相談した

→ 3. 何もしなかった

4. その他(具体的に:)

→ 5. 「何もしなかった」理由についてお聞かせ下さい。【 印は1つ】

- 1. どこに相談すればよいかわからなかった
- 2. 相談等の必要性を感じなかった

3. 報復等が心配だった

4. その他(具体的に:)

裏面にもご回答をお願いいたします。

6、7. 不正改造はやってはならないと感じましたか。

1. 感じた(理由:)

2. 感じなかった(理由:)

8. 『不正改造車を排除する運動』をご存じでしたか。【 印は1つ】

1. 知っていた

2. 聞いたことはある

3. 知らなかった

9. 『不正改造車を排除する運動』をどのように知りましたか。【 印はいくつでも】

1. ポスター

5. 新聞 (新聞名:)

2. チラシ

6. 雑誌 (雑誌名:)

3. テレビ(放送局:)

7. インターネット (サイト名:)

4. ラジオ(放送局:)

8. その他 (具体的に:)

10. 『不正改造車を排除する運動』に対するご意見をお聞かせください。【任意】

()

11. 不正改造車を減らすためにはどのような対策が必要と考えますか。【 印はいくつでも】

1. 取り締まりを強化する

2. 罰則を厳しくする

3. ポスターやチラシを用いて啓発する

4. SNSやYouTubeを用いて啓発する

5. イベント・出前講座を積極的に開催する

6. その他(具体的に:)

最後にあなたご自身のことについて、少しお聞かせ下さい。

12. 性別 1. 男性 2. 女性

13. 年齢 1. 19歳以下 2. 20代 3. 30代 4. 40代 5. 50代 6. 60代以上

14. 所有自動車 1. 乗用自動車(3・5ナンバー) 2. 貨物・特種自動車(1・4・8ナンバー)
【複数選択可】 3. 二輪自動車 4. 所有無

15. 講座受講(出前講座等にて回答頂いている場合のみ)

1. 1回目 2. 2回目 3. 3回目 4. 4回目以上 5. 未受講

ご協力ありがとうございました。

不正改造車
迷惑黒煙車
通報連絡先

不正改造車を見かけたら

- 車両のナンバー
 - 不正改造の内容
- をこちらまで



不正改造車を
排除する運動
ホームページ



不正改造車排除に関するアンケートのお願い

下記 QR コードより、アンケートへの回答にご協力をお願いいたします。



ご協力ありがとうございました。

不正改造車
迷惑黒煙車
通報連絡先

不正改造車を見かけたら

- **車両のナンバー**
 - **不正改造の内容**
- をこちらまで



不正改造車を
排除する運動
ホームページ



【不正改造車・迷惑黒煙車情報提供連絡先一覧表】

不正改造車を確認した場合の情報提供先は、登録番号（ナンバー）に記載された地域を管轄する運輸支局となります。
 メールにて情報提供いただく場合（緑色に着色してある支局に情報提供いただく場合）は、必ず、必要事項を「情報提供連絡書」に記載し、メールに添付する形で送信ください（メール本文は白紙でかまいません）。
 入力フォームのURLが記載されている場合は、当該URLにアクセスいただき、表示されたページの指示に従って情報をご提供ください。

運輸局	運輸支局等担当	不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口 電話番号	情報提供 FAX送信先	情報提供 メールアドレス等
北海道運輸局 011-290-2752	札幌運輸支局 整備担当部門	011-731-7168	011-712-2406	hkt-seibi-fuseisyaken@gxb.mlit.go.jp
	函館運輸支局 整備担当部門	0138-49-8864	0138-49-1042	
	室蘭運輸支局 整備担当部門	0143-44-3013	0143-44-4019	
	帯広運輸支局 整備担当部門	0155-33-3282	0155-36-2669	
	釧路運輸支局 整備担当部門	0154-51-2523	0154-51-6523	
	北見運輸支局 整備担当部門	0157-24-7633	0157-61-8248	
	旭川運輸支局 整備担当部門	0166-51-5363	0166-51-5273	
東北運輸局 022-791-7534	宮城運輸支局 整備担当部門	022-235-2517（ダイヤルイン2）	022-231-5377	https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/mailform/soudan2.html
	福島運輸支局 整備担当部門	024-546-0345（ダイヤルイン2）	024-546-3756	
	岩手運輸支局 整備担当部門	019-638-2154（ダイヤルイン2）	019-639-1033	
	青森運輸支局 整備担当部門	017-715-3320	017-724-0003	
	山形運輸支局 整備担当部門	023-686-4711（ダイヤルイン2）	023-686-4601	
	秋田運輸支局 整備担当部門	018-863-5811（ダイヤルイン2）	018-864-0250	
関東運輸局 045-211-7254	東京運輸支局 整備担当部門	03-3458-9231（ダイヤルイン4）	03-3458-9783	https://www1.mlit.go.jp/cgi-bin-tb/form.cgi?form.template=mailform01.html
	神奈川運輸支局 整備担当部門	045-939-6800（ダイヤルイン4）	045-939-3006	
	埼玉運輸支局 整備担当部門	048-624-1835（ダイヤルイン2）	048-783-4190	
	群馬運輸支局 整備担当部門	027-263-4440（ダイヤルイン4）	027-261-0032	
	千葉運輸支局 整備担当部門	043-242-7336（ダイヤルイン3）	043-244-0760	
	茨城運輸支局 整備担当部門	029-247-5348（ダイヤルイン3）	029-248-4773	
	栃木運輸支局 整備担当部門	028-658-6123	028-659-2416	
	山梨運輸支局 整備担当部門	055-261-0882	055-263-1418	
北陸信越運輸局 025-285-9155	新潟運輸支局 整備担当部門	025-285-3125	025-285-0473	https://www1.mlit.go.jp/cgi-bin-tb/form.cgi?form.template=form.car.html
	長野運輸支局 整備担当部門	026-243-5525	026-259-4508	
	富山運輸支局 整備担当部門	076-423-0892	076-423-5509	
	石川運輸支局 整備担当部門	076-208-6000	076-208-6002	
中部運輸局 不正改造 052-952-8042 迷惑黒煙 052-952-8044	愛知運輸支局 整備担当部門	052-351-5314	052-351-5318	https://www1.mlit.go.jp/cgi-bin-tb/form.cgi?form.template=index.html
	三重運輸支局 整備担当部門	059-234-8412	059-238-1302	
	静岡運輸支局 整備担当部門	054-261-7622	054-262-4345	
	岐阜運輸支局 整備担当部門	058-279-3715	058-270-1065	
	福井運輸支局 整備担当部門	0776-34-1603	0776-34-2221	
近畿運輸局 06-6949-6453	大阪運輸支局 整備担当部門	072-822-4374	072-822-3450	https://www1.mlit.go.jp/cgi-bin-tb/form.cgi?form.template=kk_form.car.html
	京都運輸支局 整備担当部門	075-681-9764	075-681-1850	
	奈良運輸支局 整備担当部門	0743-59-2153	0743-23-0020	
	滋賀運輸支局 整備担当部門	077-585-7252	077-500-8085	
	和歌山運輸支局 整備担当部門	073-422-2153	073-435-2099	
神戸運輸監理部	兵庫陸運部 整備担当部門	078-453-1103	078-431-8761	
中国運輸局 082-228-9142	広島運輸支局 整備担当部門	082-233-9169	082-233-7752	https://www1.mlit.go.jp/cgi-bin-tb/form.cgi?form.template=cg_form.car.html
	鳥取運輸支局 整備担当部門	0857-22-4110	0857-22-4115	
	島根運輸支局 整備担当部門	0852-37-2138	0852-37-1340	
	岡山運輸支局 整備担当部門	086-286-8155	086-286-8168	
	山口運輸支局 整備担当部門	083-922-5398	083-928-9601	
四国運輸局 087-802-6783	香川運輸支局 整備担当部門	087-882-1355	087-882-4041	https://www.tb.mlit.go.jp/shikoku/shiki/gijyutsu/jyohoteikyomadoguchi.html
	徳島運輸支局 整備担当部門	088-641-4813	088-641-4820	
	愛媛運輸支局 整備担当部門	089-956-1561	089-969-0556	
	高知運輸支局 整備担当部門	088-866-7313	088-866-7315	
九州運輸局 092-472-2537	福岡運輸支局 整備担当部門	092-673-1196	092-673-1197	https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/mail/body.htm
	大分運輸支局 整備担当部門	097-558-2577	097-558-2076	
	長崎運輸支局 整備担当部門	095-839-4749	095-839-4804	
	佐賀運輸支局 整備担当部門	0952-30-7274	0952-30-7279	
	熊本運輸支局 整備担当部門	096-369-3130	096-369-3301	
	宮崎運輸支局 整備担当部門	0985-51-3958	0985-51-3826	
	鹿児島運輸支局 整備担当部門	099-261-9194	099-261-9251	
沖縄総合事務局 098-866-1837	陸運事務所 整備担当部門	098-875-0300	098-876-7233	syaryoanzenka.u8j@ogb.cao.go.jp

不正改造車の情報提供連絡書

下記自動車について、不正改造車を確認したので、情報提供します。

記

1 確認日時	年 月 日 午前・午後 時頃								
2 確認場所									
3 登録番号又は車両番号 (ナンバー)									
4 車両の特徴 (該当する車両に <input type="checkbox"/> 印をし、その他の場合は具体的に記載してください)	<table><tr><td><input type="checkbox"/> 乗用車 (セダン、ワゴン等)</td><td><input type="checkbox"/> バス</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> トラック (ダンプ以外)</td><td><input type="checkbox"/> ダンプ</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> バイク 原付 (125cc以下) 以外</td><td></td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> その他 ()</td><td>小型特殊・軽車両以外</td></tr></table>	<input type="checkbox"/> 乗用車 (セダン、ワゴン等)	<input type="checkbox"/> バス	<input type="checkbox"/> トラック (ダンプ以外)	<input type="checkbox"/> ダンプ	<input type="checkbox"/> バイク 原付 (125cc以下) 以外		<input type="checkbox"/> その他 ()	小型特殊・軽車両以外
<input type="checkbox"/> 乗用車 (セダン、ワゴン等)	<input type="checkbox"/> バス								
<input type="checkbox"/> トラック (ダンプ以外)	<input type="checkbox"/> ダンプ								
<input type="checkbox"/> バイク 原付 (125cc以下) 以外									
<input type="checkbox"/> その他 ()	小型特殊・軽車両以外								
5 不正改造の内容									
6 情報提供された方の									
お名前									
ご住所									
ご連絡先									

【留意事項】 基本的に、上記通報内容のすべてについて明記されていない場合及び車両が特定できない場合等は、情報を受け付けることはできません。

情報提供者のお名前、住所、電話番号、連絡先の個人情報は、個人情報保護法に基づき適切に管理します。

情報提供先は、登録番号 (ナンバー) の管轄する運輸支局へお願いします (不正改造車情報提供連絡先一覧表を参考にしてください)。

頂いた情報に関し、情報提供者の方への連絡及び個別の回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

迷惑黒煙車の情報提供連絡書

著しく黒い黒煙を排出していた自動車を発見したので、情報提供します。

記

1 確認日時	年	月	日	午前・午後	時頃
2 確認場所	<input type="text"/>				
3 確認時の走行状況 (該当するものに 印をし、その他の場合は具体的に記載してください)	発進時、 加速時、 登坂時、 一般走行時、 アイドリング時 (、 の場合、その走行スピード約 km/h)				
4 登録番号 (ナンバー)	<input type="text"/>				
5 車両の特徴 (該当する車両に 印をし、その他の場合は具体的に記載してください)	<input type="checkbox"/> 乗用車 (セダン、ワゴン等)	<input type="checkbox"/> 幌付きトラック			
	<input type="checkbox"/> バス	<input type="checkbox"/> コンクリートミキサー車			
	<input type="checkbox"/> トラック	<input type="checkbox"/> クレーン付きトラック			
	<input type="checkbox"/> バン (荷箱付きトラック)	<input type="checkbox"/> トラクタ (けん引車)			
	<input type="checkbox"/> ダンプ	<input type="checkbox"/> 塵芥車 (ゴミ収集車)			
	<input type="checkbox"/> ミニバン貨物車 (ライトバン・ワンボックスバン等)	<input type="checkbox"/> その他: _____			
6 その他	車体に表示してある会社名等 <input type="text"/>				
	ダンプ番号 <input type="text"/>				
	その他表示等 <input type="text"/>				
7 情報提供された方の					
お名前	<input type="text"/>				
ご住所	<input type="text"/>				
ご連絡先	<input type="text"/>				

【留意事項】 基本的に、上記通報内容のすべてについて明記されていない場合及び車両が特定できない場合等は、**情報を受け付けることはできません。**

情報提供者のお名前、住所、連絡先の個人情報は、個人情報保護法に基づき適切に管理します。

情報提供先は、登録番号 (ナンバー) の管轄する運輸支局へお願いします (迷惑黒煙情報提供連絡先一覧表を参考にしてください)。

頂いた情報に関し、情報提供者の方への連絡及び個別の回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

警 告 書

殿

原 動 機 付 自 転 車 の 適 正 な 使 用 に つ い て

貴殿が使用する標識の番号「」の車両について、
年 月 日街頭検査を実施したところ、下に示すように道路運送車両の保安基準に不適合な箇所が確認されました。

つきましては、不適合箇所について、速やかに保安基準に適合するための必要な整備をするよう警告します。なお、道路運送車両法第100条第1項の規定に基づき、当該箇所の整備の結果について、様式1-2により、下記の 運輸支局検査・整備・保安部門まで報告願います。

不適合箇所

1.
2.
3.

運輸局 運輸支局 検査・整備・保安部門
〒 - 住所
TEL - FAX -

運輸局 運輸支局 検査・整備・保安部門 宛

下記について、報告します。

標 識 番 号			
使 用 者	氏 名		連 絡 先 電 話 番 号
	住 所		
整備を行った者の氏名又は 名称並びに住所			
整備が必要な箇所（完了したらレ点を入れてください）			
<p>道路運送車両法抜粋 （報告徴収及び立入検査）</p> <p>第百条 当該行政庁は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>（罰則）</p> <p>第百十条 <u>次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>～ 略 ～</p> <p>三 <u>第百条第一項の規定に基づく届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者</u></p>			

報告については、FAX又は郵送で構いません。

注 意 喚 起

殿

加速走行騒音規制に対応する適正なマフラーの装着について

貴殿が使用する自動車登録番号(車両番号)「」の車両について、
年 月 日街頭検査を実施したところ、装着されている交換用マフラーが加速走行騒音規制に適合するものであるか確認することができませんでした。

以下の自動車に備える交換用マフラーについては、使用過程において加速走行騒音を有効に防止するものでなければならないとして、構造・性能の要件が保安基準で定められており、この基準に適合しないマフラーを装着して公道走行することは違法となります。

平成22年4月1日以降に製作された自動車(乗車定員11人以上又は車両総重量3.5トン超のものを除く。)及び原動機付自転車

平成28年10月1日以降に製作された自動車(乗車定員11人以上又は車両総重量3.5トン超のもの。)

つきましては、速やかに装着されている交換用マフラーの基準適合性を確認していただき、基準不適合マフラー又は基準適合性が確認できないマフラーであった場合は、基準適合マフラーへ交換してください。なお、加速走行騒音の基準適合性は性能等確認済表示や試験成績書 等により確認することができます。

平成28年10月1日以降に製作された自動車に備えるマフラーであって、運行中に加速走行騒音を有効に防止することが明らかでないものは基準不適合となります。交換用マフラーに性能等確認済表示がなく、試験成績書をお持ちの方は、運行中に基準適合性の確認ができるように、今後は車検証等と一緒に携行するようお願いいたします。

国土交通省 運輸局 運輸支局

(参考：不正改造に関する罰則)

不正改造車の使用者	...	整備命令の発令
		整備命令に従わない場合については50万円以下の罰金
不正改造を実施した者	...	6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金

警 告 書

殿

特 種 用 途 自 動 車 の 適 正 な 使 用 に つ い て

貴殿が使用する自動車登録番号(車両番号)「」の車両について、

年 月 日街頭検査を実施したところ、特種用途自動車として自動車検査証の交付を受けた後、構造要件である設備、機材等を取外す等、特種用途自動車の構造要件に適合していない状態で運行、使用している事実が判明しました。

自動車検査証の交付を受けた後に特種用途自動車として構造要件となる設備を改造したり、取外した場合、自動車検査証の記載事項が変更されたこととなり、15日以内に道路運送車両法第67条の記載事項の変更、構造等変更検査を受ける必要がありますので、速やかに所要の措置を講ずるよう警告します。

国 土 交 通 省 運 輸 局 運 輸 支 局

道路運送車両法抜粋

(自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査)

第六十七条 自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があつたときは、その事由があつた日から十五日以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならない。(～略～)

2 (略)

3 国土交通大臣は、第一項の変更が国土交通省令で定める事由に該当する場合において、保安基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該自動車保安基準に適合するかどうかについて、これを提示して構造等変更検査を受けるべきことを命じなければならない。

第一百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

七 第二十九条第三項、第五十三条、第六十七条第三項(第七十一条第八項において準用する場合を含む。)又は第九十四条の四第四項の規定による命令に違反した者

道路運送車両法施行規則抜粋

(自動車検査証の記入の申請等)

第三十八条

8 法第六十七条第三項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事項に係る変更とする。

一 (略)

二 自動車の長さ、幅又は高さ

三 車体の形状

四 原動機の型式

五 燃料の種類

六 自家用又は事業用の別

七 用途

八 被牽引自動車にあつては、牽引自動車の車名又は型式

九 乗車定員又は最大積載量

十 牽引自動車にあつては、被牽引自動車の車名又は型式

警 告 書

殿

自 動 車 の 適 正 な 使 用 に つ い て

貴殿が使用する自動車登録番号(車両番号)「
」の車両について、
年 月 日街頭検査を実施したところ、下記の事項について自動車検査証の
記載事項と異なる状態で運行、使用している事実が判明しました。

自動車検査証の記載事項に変更があった場合には、15日以内に道路運送車両法第
67条の記載事項の変更、構造等変更検査を受ける必要がありますので、速やかに所要
の措置を講ずるよう警告します。

記

- 1.
- 2.
- 3.

国土交通省 運輸局 運輸支局

道路運送車両法抜粋

(自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査)

第六十七条 自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があつたときは、その事由があつた日から十五日以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならない。(～略～)

2 (略)

3 国土交通大臣は、第一項の変更が国土交通省令で定める事由に該当する場合において、保安基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該自動車が保安基準に適合するかどうかについて、これを提示して構造等変更検査を受けるべきことを命じなければならない。

第一百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

七 第二十九条第三項、第五十三条、第六十七条第三項(第七十一条第八項において準用する場合を含む。)又は第九十四条の四第四項の規定による命令に違反した者

道路運送車両法施行規則抜粋

(自動車検査証の記入の申請等)

第三十八条

8 法第六十七条第三項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事項に係る変更とする。

一 (略)

二 自動車の長さ、幅又は高さ

三 車体の形状

四 原動機の型式

五 燃料の種類

六 自家用又は事業用の別

七 用途

八 被牽引自動車にあつては、牽引自動車の車名又は型式

九 乗車定員又は最大積載量

十 牽引自動車にあつては、被牽引自動車の車名又は型式

整理番号

自主点検のお願い

貴殿が使用されています、登録番号_____の自動車が
年 月 日に_____を走行中、排気管からの排出ガスが著しく黒い状態であったと通報がありました。

つきましては、貴殿の自動車の排出ガス低減性能が劣化している可能性がありますので、自主点検等をされるようご協力をご理解をお願いします。

黒煙濃度については、目視上の通報となりますので法律上の不適合と断定はできませんが、空ぶかし等することにより他のディーゼル車と比べ著しく黒い黒煙を排出しているのか確認することができます。

なお、黒煙測定機器を使用し測定した結果不適合の場合、車検時には車検不合格、街頭検査時には整備命令の対象となります。

また、国土交通省では、健康等に被害を及ぼす浮遊粒子状物質(SPM)等の低減を図るため、街頭検査の強化、点検・整備の促進及びエコドライブのすすめ等を実施しています。

エコドライブ10のすすめ

自分の燃費を把握しよう

ふんわりアクセル「eスタート」

車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転

減速時は早めにアクセルを離そう

エアコンの使用は適切に

ムダなアイドリングはやめよう

渋滞を避け、余裕をもって出発しよう

タイヤの空気圧から始める点検・整備

不要な荷物はおろそう

走行の妨げとなる駐車はやめよう

年 月 日

〒 住所

国土交通省 運輸局

運輸支局整備担当部門 電話

整理番号

不正改造防止自主点検票

点検の日 実施	年 月 日	点検の者 実施	職 責	
			氏 名	
事業者名				
事業場名				
点検事項	点 検 内 容		チ ャ ッ ク 欄	
			適	要 改 善
事業場の関係者 所有車両の 状況	不正改造車両の有無	社用車	無	有(台)
		従業員車両	無	有(台)
		販売車両	無	有(台)
		その他	無	有(台)
不正改造防止 の事業場内 管理体制	事業場における運動実施責任者の選任状況			
	社用車、従業員車両及び販売車両の定期的な確認			
	不正改造の防止についての従業員に対する教育の実施状況			
	休日・深夜等に事業場が無断使用されていないことの確認			
	不正改造の防止についてのユーザーに対するPRの実施			
不正改造車 への対応と措置	不正改造車両の整備の依頼があった場合における不正改造部位の確実な復元等、ユーザーに対する適切な対応			
	上記ユーザーが拒否した場合の関係機関に対する情報提供			
	ユーザーから不正改造の依頼があった場合の拒否			

注 1. 点検実施日現在の状況を確認し、その結果をチェック欄に「レ」で記入して下さい。
 2. 点検については、事業場内において定期的に行うことをお奨めします。

「不正改造車を排除する運動」実施結果報告書(個票)

(団体名:)

1. 共通実施事項

1) 傘下会員・事業者に対する指導

--

2) 一般への広報

マスメディアを活用した広報

(新聞、テレビ、ラジオ、雑誌 等)

--

ポスターの掲示、チラシの配布等

・ポスターの配布・掲示

配布枚数 枚

主な配布先(可能な範囲で記載。例：会員整備工場 等)

・チラシの配布

配布枚数 枚

主な配布先(可能な範囲で記載。例：会員整備工場 等)

・団体HP・SNSへの掲載

・会報への掲載

掲載HP等名称	掲載期間	掲載誌名	掲載期間

2. 独自に実施した事項

--

3. その他

--

各欄とも、必要に応じて適宜行の追加・拡張を行って記載して下さい。

「不正改造車を排除する運動」実施結果報告書(不正改造防止推進協議会関係集計表)

(報告様式3)

団体名	共通実施事項						独自に実施した事項	その他	
	傘下会員・事業者に対する指導	一般への広報							
		マスメディアを活用した広報	ポスター、チラシ等の配布等			HP等への掲載			
			配布先	枚数	部数	HP等名称			掲載期間
			ポスター 配布先	枚数		HP ・ SNS			
			チラシ 配布先	枚数		会報			
			ポスター 配布先	枚数		HP ・ SNS			
			チラシ 配布先	枚数		会報			
			ポスター 配布先	枚数		HP ・ SNS			
			チラシ 配布先	枚数		会報			
不正改造防止推進協議会			ポスター	合計	0	HP掲			
			チラシ	合計	0	会報掲載			